

特集

医師の働き方改革に伴うタスク・シフト/シェアにおける 業務拡大対応への問題点とその対応について

中村 泰彦

純真学園大学 保健医療学部 放射線技術科学科

Consideration of problems and countermeasures in business expansion
with task shifting/task sharing under Work Style Reform

Yasuhiko NAKAMURA

Department of Radiological Science, Faculty of Health Sciences, JUNSHIN GAKUEN University

【要旨】 医師の働き方改革を進めるためのタスク・シフト/シェアの推進に関する検討結果を受け、各医療関係職種の特長性活用の中にタスク・シフト/シェアを推進し医師の負担軽減を図ることで各職種の業務拡大を行うために2021年5月医療法の一部改正が行われ、新たな診療放射線技師法が2021年10月に施行された。本稿では、法改正のこれまでの経緯および業務拡大の内容と大学としての問題点を明らかにし、その対応について述べる。

キーワード： 診療放射線技師法改正, タスク・シフト/シェア, 業務拡大

1. 診療放射線技師法改正のこれまでの経緯

2014年6月に診療放射線技師法の一部改正が行われ、2015年4月1日施行により新たな業務として下記の行為が認められた。

- ① CT・MRI 検査等での自動注入器による造影剤の注入、造影剤投与後の抜針・止血
- ② 下部消化管検査の実施（カテーテル挿入を含めて）
- ③ 画像誘導放射線治療時の腸内ガス吸引のためのカテーテル挿入

また、これに伴い2015年4月に診療放射線技師学校養成所指定規則が見直され、教育内容も93単位から95単位に変更になった。この変更により専門基礎分野の「医療安全管理学」として1単位が新設され、感染管理および医療安全管理、特に造影剤投与によるアナフィラキシーなどの重篤な合併症発生時の一次救命処置（BLS: Basic Life Support）などが加わった。

さらに2016年9月に働き方改革実現会議、2017年8月に医師の働き方改革に関する検討会が発足し、医師の労働時間短縮・健康確保と必要な医療の確保の両面という観点から医師の時間外労働規制の具体的な在り方、労働時間短縮策等の検討が行われた。翌年6月に働き方改革を推進するための関係法律の整備に関する法律が成立した。2019年10月に医師の働き方改革を進めるためのタスク・シフト/シェアの推進に関する検討会¹⁾が発足し、医師の業務のうち、他の職種に移管可能な業務について関連団体等からのヒアリングをもとに検討されることになった（図1）。

その結果、各医療関係職種の特長性活用の中にタスク・シフト/シェアを推進し医師の負担軽減を図ることで各職種の業務拡大（図2, 3, 4）を行うために2021年5月医療法の一部改正が行われ、新たな診療放射線技師法が2021年10月に施行されることになった。（表1）この業務拡大によって下記の行為が可能になった。

- ① 造影剤を使用した検査や RI 検査のために静脈路を確保する行為、RI 検査医薬品の投与が終了し

令和4年1月11日

純真学園大学 保健医療学部 放射線技術科学科 教授

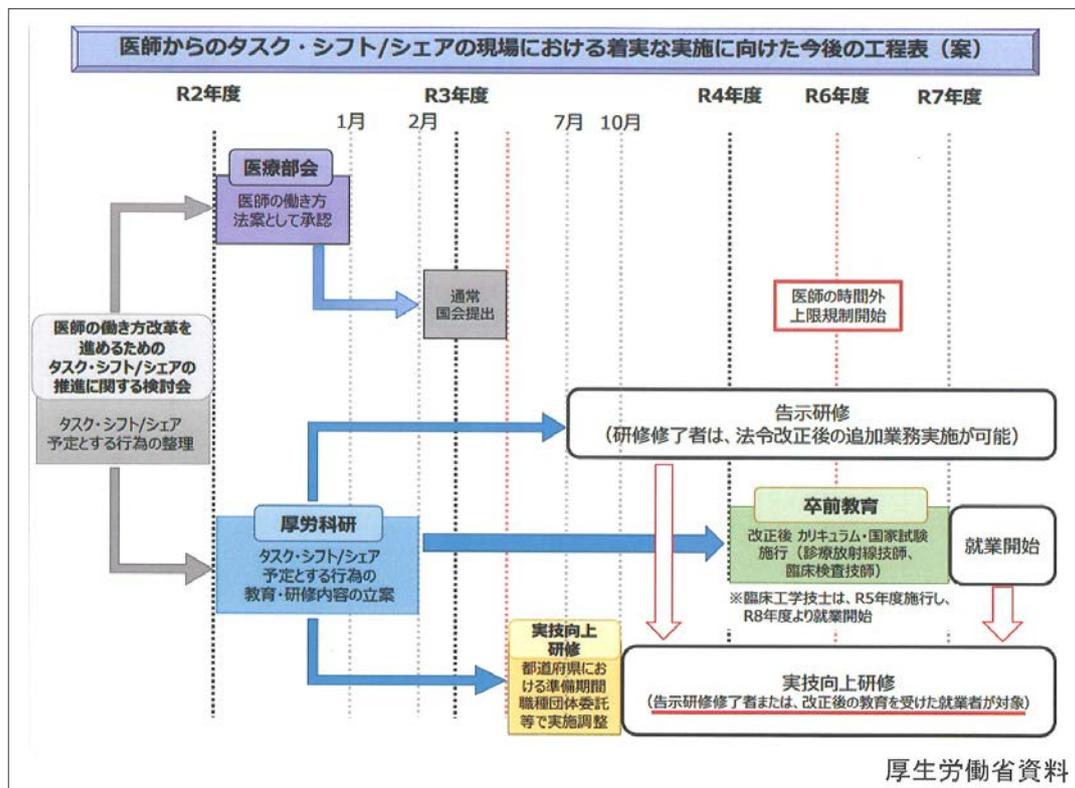
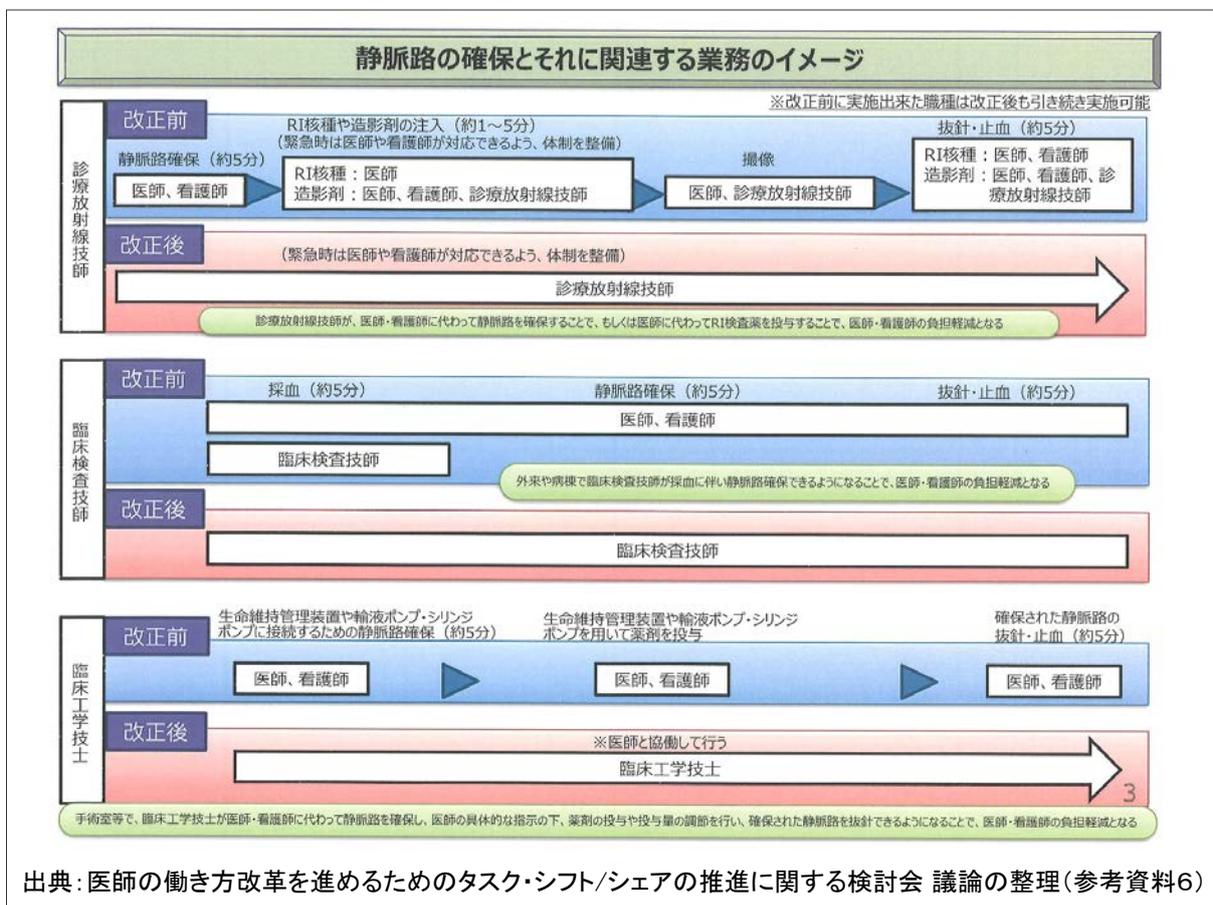


図1. 医師からのタスク・シフト/シェアの現場における着実な実施に向けた今後の工程表



出典: 医師の働き方改革を進めるためのタスク・シフト/シェアの推進に関する検討会 議論の整理 (参考資料6)

図2. 静脈確保とそれに関連する業務のイメージ

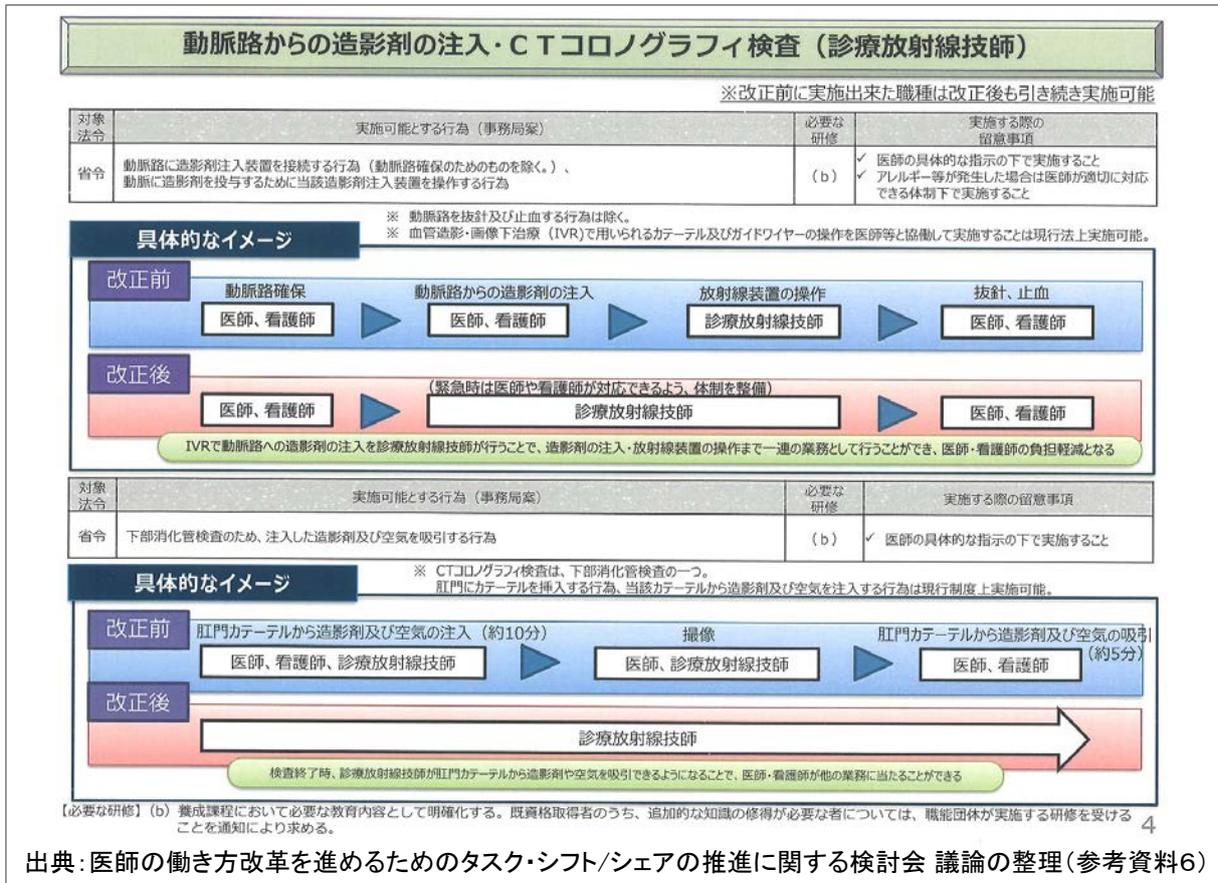


図3. 動脈確保からの造影剤の注入・CTコログラフィ検査

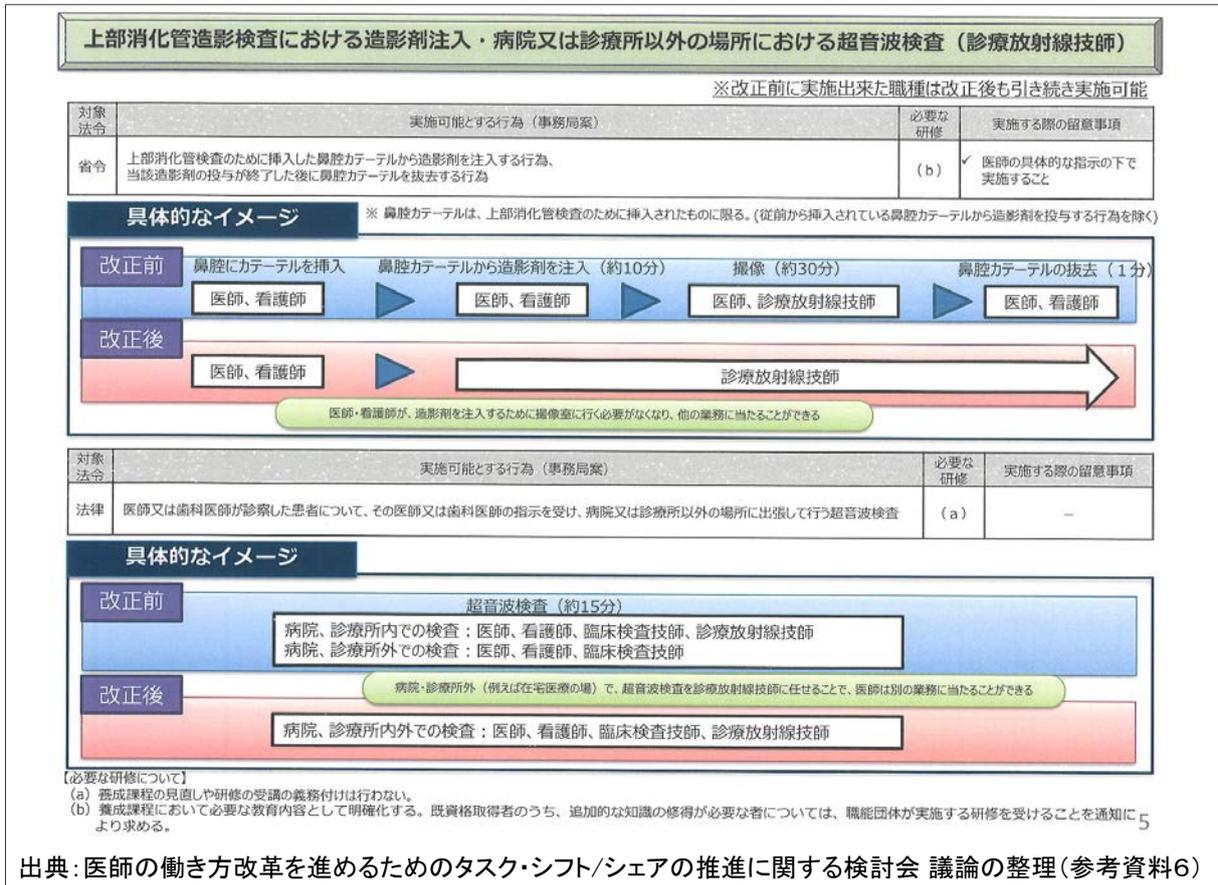


図4. 上部消化管造影検査における造影剤注入・病院又は診療所以外の場所における超音波

表1. タスク・シフト/シェアを推進するために法令改正が必要な業務

実施可能とする行為	対象法令
造影剤を使用した検査やRI検査のために、静脈路を確保する行為、RI検査医薬品の投与が終了した後に抜針及び止血を行う行為	法律/省令
RI検査のために、RI検査医薬品を注入するための装置を接続し、当該装置を操作する行為	法律
動脈路に造影剤注入装置を接続する行為(動脈路確保のためのものを除く)、動脈に造影剤を投与するために当該造影剤注入装置を操作する行為	省令
下部消化管検査(CT コロノグラフィ検査を含む)のため、注入した造影剤及び空気を吸引する行為	省令
上部消化管検査のために挿入した鼻腔カテーテルから造影剤を注入する行為、当該造影剤の投与が終了した後に鼻腔カテーテルを抜去する行為	省令
医師又は歯科医師が診察した患者について、その医師又は歯科医師の指示を受け、病院又は診療所以外の出張して行う超音波検査	法律

た後に抜針及び止血する行為

- ② RI検査のためにRI検査医薬品を注入するための装置を接続し、当該装置を操作する行為
- ③ 動脈路に造影剤注入装置を接続する行為(動脈路確保のためのものを除く)、動脈に造影剤を投与するために造影剤注入装置を操作する行為
- ④ 下部消化管検査(CT コロノグラフィ検査を含む)のため、注入した造影剤及び空気を吸引する行為
- ⑤ 上部消化管検査のために挿入した鼻腔カテーテルから造影剤を注入する行為、当該造影剤の投与が終了した後に鼻腔カテーテルを抜去する行為

ただし、有資格者である診療放射線技師に対しては、2020年度厚生労働科学特別事業研究「診療放射線技師、臨床検査技師、臨床工学技士の業務範囲拡大のための有資格者研修の確立及び学校養成所教育カリキュラム見直しに向けた研究」による報告²⁾を受けて、2021年7月厚生労働省告示第273号にて今回

表2. 告示研修の時間数

(単位:分)

	研修内容	基礎研修	実技研修	
			映像	手技
1	造影剤を使用した検査やRI検査のために、静脈路を確保する行為、RI検査医薬品の投与が終了した後に抜針及び止血を行う行為	200	20	110
2	RI検査のために、RI検査医薬品を注入するための装置を接続し、当該装置を操作する行為	100	35	10
3	動脈路に造影剤注入装置を接続する行為(動脈路確保のためのものを除く)、動脈に造影剤を投与するために当該造影剤注入装置を操作する行為	200	50	45
4	下部消化管検査(CT コロノグラフィ検査を含む)のため、注入した造影剤及び空気を吸引する行為	100	45	25
5	上部消化管検査のために挿入した鼻腔カテーテルから造影剤を注入する行為、当該造影剤の投与が終了した後に鼻腔カテーテルを抜去する行為	100	15	30
		700	165	220
			385	

の業務拡大に対応できるように告示研修として公益社団法人日本診療放射線技師会を指定し受講するようになった。(表2)

また、今回も前回同様に2021年3月31日に診療放射線技師学校養成所指定規則の一部改正があり、95単位から102単位に変更され、専門分野に新たに「実践臨床画像学」などが加わった。また同時に「診療放射線技師学校養成所指導ガイドライン」も通知された。このガイドラインの特徴として、従来の見学型臨床実習から実習生が診療チームの一員として加わり、臨床実習指導者の指導・監督の下で行う診療参加型実習への移行が意識されたことである。実習指導教員は従来の診療放射線技師又は5年以上実務に従事した後に厚生労働省が定める基準にあった「診療放射線技師臨床実習指導者講習会」を修了したものが望ましいと記載されており、さらに臨床実習前に学生について実技試験を含む評価を行い、診療参加型実習に臨むにふさわしい総合的知識及び基本的技能・態度を備えていることの確認が追加された。このような経緯より2022年度4月の入学生から新カリキュラムでの教育で対応しなければならない。

2. 大学教育での問題点

新カリキュラムのスタートは2022年4月入学生であるが、診療放射線技師養成機関には現在3年制教育機関も含まれているため、診療放射線技師国家試験出題内容の変更は2025年2月の国家試験からとなる(図5)。したがって、4年制教育機関の2021年4月入学の学生は旧カリキュラムでの教育であり、新カリキュラムでの国家試験を受ける矛盾が生じる。そのため、2021年4月入学生は4年次(2024年)に現在、有資格者である診療放射線技師対象に開始されているタスク・シフト/シェアによる業務拡大対応の告示研修内容を修了することを求めている。この告示研修実施は厚生労働省より日本診療放射線技師会に委託されているため、4年制診療放射線技師養成機関は日本診療放射線技師会の協力のもと学内で実施できるように考えなくてはならない。

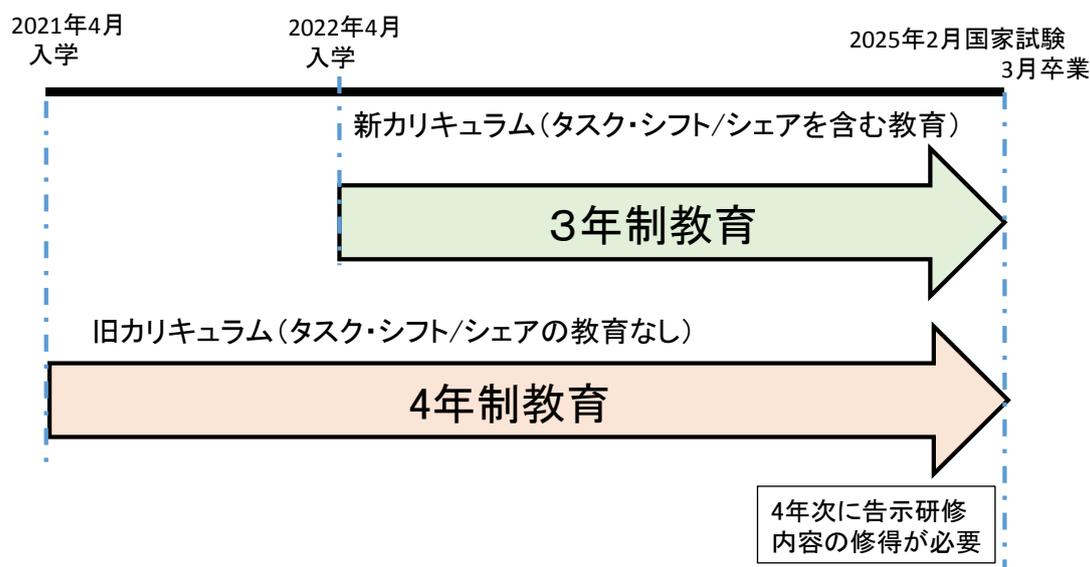


図5. 教育カリキュラムと国家試験受験の関係

3. 今後の対応について

本学は2014年の診療放射線技師法ならびに2015年の診療放射線技師学校養成指定規則改正に対応べく教育内容の変更をこれまでに行い実施してきた。特に抜針・止血などの実習については、必要なファン

トムおよび器材を整備し、2016年7月より旧カリキュラムの学生を含めて、本学基礎看護領域の教員協力のもと実習を開始した。また放射線技術科学科教員も日本診療放射線技師会主催の2015年からの業務拡大統一講習会を修了し、講義ならびに実習を主に担当できるようになった。同様に医療安全管理学でも旧カリキュラムの学生から業務拡大で追加された放射線機器を含む医療機器及び造影剤を含む医薬品に関わる安全管理の理解や救急救命対応の知識や技術を学修し、造影剤投与による副作用発生時等、診療放射線技師としての患者急変への対応について講義を変更し対応してきた。

今後の対応としては、新カリキュラムへ向けた履修規程等の見直しを行うとともに放射線技術科学科教員もタスク・シフト/シェアによる業務拡大対応の告示研修を修了し、学生への告示研修内容の実習に対応しなければならない。当面は、学内の医師や看護学科教員の協力のもと行わなくてはならない。また診療放射線技師学校養成所指導ガイドライン改正により教育上必要な機械器具も変更されており、特に告示研修内容に対応するための静脈路確保実習のためのファントム等や造影剤自動注入器の整備などが急務となる。

2022年4月からは新旧カリキュラムが混在する教育環境の中でいかに柔軟に対応できる体制構築と2021年4月の入学生が2025年2月の診療放射線技師国家受験に問題なく対応できるように取り組んでいかなくてはならない。

【参考文献】

- 1) 第7回医師の働き方改革を進めるためのタスク・シフト/シェアの推進に関する検討会（資料6）令和2年12月11日
<https://www.mhlw.go.jp/content/10800000/000704450.pdf>
- 2) 令和2年度全国医政関係主管課長会議資料 https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_17638.html
- 3) 厚生労働行政推進調査事業費（厚生労働科学特別事業）総括研究報告書
「診療放射線技師，臨床検査技師，臨床工学技士の業務範囲拡大のための有資格者研修の確立及び学校養成所教育カリキュラム見直しに向けた研究」（研究代表者：北村 聖）令和3年2月
<https://www.mhlw.go.jp/content/10801000/000737081.pdf>
- 4) 公益社団法人日本診療放射線技師会 令和3年度厚生労働省告示第273号研修における実技研修の地域開催要綱